

北朝末期の郷兵について

谷 川 道 雄

一 序 言

かつて内藤湖南につきのような文章がある。「(唐の)太宗はその外、軍隊に就いても、門族が之を支配することの弊害を知った。若し門族が軍隊を支配すれば、軍隊はその奴隸となり了る。故に太宗の立てた軍隊の制は、徴兵制度の如きもので、兵農の一致を理想とした。即ち平常は農業に従事せる人民を、何時でも徴募し得る制を立て、事ある時は之を徴募して軍隊とするのである。この制度も門閥制度に反對の考えより起ったものであるが、門閥はそれによつて倒れずして、自然に起つた他の原因で倒れた」(中國近世史二頁)。府兵制が門閥反對の制度として打ち樹てられたことを、もっとも簡明にのべたものである。その

ご、府兵制の内容と意義について、おおくの人びとがそれぞれの見解を提出し、一定の研究の深化があったが、門閥社會との關係を、内藤ほどの明確さで發言したものはすくないようにおもわれる。ただ最近の諸研究は、とくに府兵制の起源、あるいは府兵制と前代の兵制との關連に大きな注目をはらつてきている。この點は、内藤が、「門族の支配する軍隊」、「府兵制」、「藩鎮の軍隊」という、三つの異なつた軍隊制度を摘出しながらも、それぞれの關連にまでは言及していないところを埋めていこうとするものである。なぜなら、そうした作業によってのみ諸制度の眞に歴史的、社會的意味が明らかにされるからである。

さて、府兵制の源流または原型をどこに求めるかといつたばあい、從來着眼されてきたもののひとつに、北魏末の

内亂を契機として登場する郷兵がある。周知のとおり、北魏王朝はその軍事的基礎であった北族系鎮民の反亂に衝撃をうけ、ひきつづく内亂によって、瓦解するのであるが、そこに躍起した諸軍閥は、あるいは亂民を掌中に収め、あるいは諸豪族の組織する武力集團を傘下にひきいれて、互いに抗争を續ける。郷兵とは主として後者に屬する軍團である。郷兵について早く注目したのは、濱口重國である。濱口は、北族系軍士の流入が比較的少なかった西魏では、土着豪族の組織する郷兵をもって兵力不足を補ない、これが府兵制の構成内容となったと述べた〔西魏の二十四軍と儀同府〕東方學報東京八・九。一口にいえば、府兵Ⅱ郷兵説である。やや似た見解に、唐長孺の近年の勞作がある〔魏周府兵制度辨疑〕魏晉南北朝史論叢〕。

數年まえ、濱口らと異なつた所説が、菊池英夫によって提出された〔北朝軍制に於ける所謂郷兵について〕重松先生古稀記念九州大學東洋史論叢〕。菊池は、魏晉南北朝の兵制の特色が兵民分離の世兵制にあるといわれているが、北朝に關するかぎり一般州縣民の徵兵制もかなり行われたと前提し、西魏の府兵制の源流をそこに求めた。郷兵について

は、在地豪族が郷人・宗族を私兵として結集することは魏晉南北朝に普遍的に見られる現象であり、この時代に特有なものではないと述べる。ただそれがならんか特殊な意義をもつとすれば、それは當時の王朝權力の政策そのものなかにある。北魏王朝乃至新興軍閥は、國軍崩壞の事情により、勢力を挽回しあるいは擴大しようとすれば、豪族のひきいる私兵集團を公認し、これを準國軍扱いとせざるをえなかつた。しかしそれは中央政權がわの單なる讓歩ではなく、これによって流民安收、治安維持の目的をもつものであつた。このことが實現されえたのは、一方に豪族層の官僚化傾向があつたためであり、こうした郷兵政策は新興軍閥の主導權による中央集權策の一環をなすものである。したがって、このような意味では、郷兵制度と府兵制度とは相互の關連を有することになるという。

濱口の府兵Ⅱ郷兵説は、西魏政權における北族系軍士の少なさという特殊條件を重視しているので、その眞に歴史的な特質については、十分に説明するところがなかつた。これにたいして菊池は、郷兵結集の事實が東晉・南朝・東魏の諸地域、諸時代にも存在すると見て、より普遍的な場

で郷兵の意味を追求しようとした。一方、府兵制についても、前代いらいの各種の兵制との関連においてこれを系譜づけようとした。ひとつの制度をこのように普遍化して把握しようとする努力は評價さるべきであるが、郷兵なり府兵なりの史的性格という点になると、やや平板な解釋に失したかたむきが感じられる。その原因のひとつは、これら人間の軍事的諸活動を政權の政策という事柄に凍結させたところにあるのではないか。重要なのは、政策を政策として成り立たしめるところの生きた現實であり、そこにこそ眞の歴史性が存在する。

もっとも、菊池が北朝末期の郷兵出現を全く超時代的なものとしているわけではない。他方では郷兵統率者（一般的には在地豪族）の寄生官僚化ということが指摘されている。これは重要な指摘である。なぜなら、在地豪族の寄生官僚化という現象が普遍的に存在したとするならば、それこそ隋唐社會の性質の問題にせまる大きな手がかりとなるからである。しかしこの點も、右の勞作では十分に論じつくされていまいようにおもわれるので、なお検討の餘地があるであらう。

この小論は、以上紹介した先學の諸研究にみちびかれながら、郷兵集團のなかに時代の性格を見ようとするものである。郷兵と府兵との関連の問題については、他日稿を改めて論じたいとおもうが、府兵制の史的意義も郷兵のそれから類推しようとするのが、本論文の立場である。

二 郷兵結集の諸例

郷兵ということばは、周書・隋書に十數例が見出される。その時間的分布をみると、菊池によって指摘されたように、北魏末孝昌年間から隋の開皇年間にいたっている。地域的には、西魏・北周・隋といった關西政權のもとで多くたちあらわれてくる。このことは、郷兵ということばが、關西系諸王朝において一種制度上の用語として使用されたことを物語るのではないか。

右の期間中に郷兵の制度化ということがあったとすれば、その時點として注目をひくのは、西魏大統九年（五四三）三月の「於是廣募關隴豪右以增軍旅」（周書二文帝紀下）という措置である。この月、西魏は東魏と洛陽北郊の邙山に會戦して大敗を喫した。宇文泰は魏帝に表を上って自貶

を請うたが許されず、そこで右の再起の措置がなされるのである。これに相應するように、關西土着豪族がとくに帥都督の資格で郷兵の統領を命ぜられる例があらわれてくる。たとえば、

(1) 韋頊。京兆・杜陵の人。三輔の著姓。蒲州總管府長史から鴻臚卿に遷り、望族の故を以つて郷兵を兼領し、帥都督を加えられた。(周書三九本傳)。

(2) 郭彥。太原・陽曲を本貫とするが、世々馮翊に住む。大統十二年、雍州の首望に選ばれ、帥都督に任ぜられて郷兵を統領した。これも虞部郎中と兼任である。(周書三七本傳)。

(3) 蘇椿。武功の蘇氏。宇文泰の片腕として西魏の國家體制を整備することに盡力した綽の弟である。諸官を歴任して帥都督・行弘農郡事を授けられたが、大統十四年、その本州に郷帥を置くことになり、郷望でなければ衆心をつかむことができないといので、椿に命じて郷兵を統領させた。(周書二三本傳)。

濱口は、こうした諸例が、大統十六年ごろとおもわれる二十四軍(府兵)創設への動きを示すものとした。また菊池は、これを「朝命による上からの郷兵糾合」とよんで、「魏末喪亂期に自ら軍事力を結集して方隅に割據し、その上で策名委質した舊郷帥」と質的に異なるものと考へた。

いずれにしても、大統九年のこの施策が、郷兵制の制度化にとって重要な意味をもっていることは、ほぼうたがいないとおもわれる。

しかしながら、ひとつの制度は、それが制度化されるまえに何らかの前史をもつものであり、むしろ前史のうちにこそ制度の本來的なすがたが露呈されているともいえる。したがって、つぎに大統九年以前の諸例をかかげて、その意義に迫りたいとおもう。

(4) 泉企。上洛・豐陽の雄豪である。曾祖らしい豐陽縣令を世襲した。企の代になつたのはかれの十二歳のときであるが、郷人三百餘人の請願により朝廷は特例をみとめて、幼少のかれに縣令襲任を許可した。孝昌初、防洛州別將・上洛郡守を歴任したが、關西方面で反亂討伐にあたっていた蕭寶夤がかえつて反旗をひるがえたので、企は郷兵三千人をひきいて防戦した。(これが郷兵の語の初見である)。上洛には泉氏のほか杜氏という豪族があり、杜氏は泉氏にやや劣るが、このとき杜氏および泉氏の一族が蕭寶夤に呼應し、蕭氏の反亂は上洛内部の抗争をひきおこすことになった。企は一旦は敵方を追い散らすことに成功したが、この争いは數年ごとに再び表面化する。すなわち、東方で軍閥高歡と孝武帝の對立が極點に達すると、孝武帝は宇

文泰のもとに奔り、それを追跡して高歡が潼關に進撃してきた。企はさきに宇文泰の上司賀拔岳に知遇を受け、また孝武帝の委任をうけて洛州刺史・當州都督に任命され、朝廷に關西派の立場にあったから、息子の元禮に郷里五千人をひきつれて高歡の西出を拒んだ。このとき同郷の都督泉岳、その弟猛略、および杜窋らは東側に呼應して、洛州における企の権力をくつがえそうとした。企は泉岳兄弟を殺し、杜窋は東魏に投じた。しかし大統三年、杜窋の嚮導で東軍が州城を圍むと、力盡きて敵にとらわれ、元禮とともに東方へ囚送された。元禮は途中で脱走し、弟の仲邈と謀って豪族層と結び、郷人を率いて洛州城を襲った。杜窋が企に代って東魏の刺史となっていたのである。こうして杜氏は斬られ、洛州は再び西魏の手にかえり、元禮が世襲洛州刺史となった。元禮が沙苑の戦で歿すると、弟仲邈が刺史に就任、大統十五年(？)、儀同三司として郷兵を率い、開府楊忠に従って梁の討伐に赴いている(周書四本傳)。

(5) 宇文貴。もと昌黎・大棘の人であるが、夏州に徙居。北魏正光末、沃野鎮民破六韓拔陵が北鎮暴動の火ぶたを切ると、夏州も拔陵軍の包圍をうけた。籠城をよぎなくされた刺史源子雍は、宇文貴を統軍に任命して救援せしめた。宇文貴はもともと源子雍の直接の部下でなく、夏州の有力者として同地の民衆を

糾合したものである。その後かれは、子雍に従って諸反徒討伐に轉戦し、さらに爾朱榮のもとで葛榮討平戦に参加して、別將を加えられた。また邢杲平定に従軍して都督に昇進、武泰二年(五二九)、元頰入洛するや、郷兵を率いて河橋に防戦した。ここに郷兵とよぶのは、夏州いらいかれの統率してきた郷土部隊である(周書一九本傳)。

(6) 李賢兄弟。隴西・成紀の出身であるが、曾祖富は北魏太武帝のとき子都督として屠各討伐に参加して戦歿した。祖父の斌は父の兵を襲領し、いらい高平鎮に定住することになった。破六韓拔陵に呼應する勅勒酋胡琛らの反亂が鎮一帯を侵すや、李賢とその弟遠は、郷人を率勵して抗戦態勢をとろうとした。郷人たちのなかには同調しない空氣もあったが、遠は劍を按じて、「今こそ朝廷の恩を被るわれらが立節建功の秋であるのに、もし同を棄て異に即ぎ、順を去って逆に効うならば、何の顔あつて天下の士に見えんや。異議ある者は斬らん」と詰めよつたので、大衆はようやく命に従ったという。しかし外援えられず、城は陥落し、軍衆は多く殺害された。賢兄弟は人に匿まわれて死地を脱した。遠は兄と相談のうえ、賊境を冒して洛陽に赴き、情勢を報告すると共に救援を求めた。こうして爾朱榮の一族天光が討伐軍司令官として派遣されることになり、遠は精兵を授

けられて従軍、現地の嚮導をつとめた。一方賢もまた、郷人を率いて協力し、馬千匹を軍に獻納したりしている。爾朱氏一族が高歡に敗れ、天光の部將賀拔岳が同僚の侯莫陳悅（高歡派）に殺害されるという事件が起ると、李氏は宇文泰（岳の廳下）の側について、宇文氏の兵權掌握に貢獻した。大統二年、原州民豆慮狼の反亂には、豪傑を招集してその鎮壓に力をつくし、同四年、莫折後熾の侵攻にたいしては、郷兵を率いて、行涇州事史寧に協力している（周書二五本傳）。

(7) 裴俠。河東・解の人。爾朱氏の時代に東郡太守・防城別將をつとめたが、高歡と孝武帝との對立が深まるや、帝は河南方面の軍を召集したので、俠は所部を率いて洛陽に赴いた。しかし孝武帝は急遽宇文泰のもとに奔ったので、俠もまた妻子を東郡にのこして隨行した。西魏では、丞相府士曹參軍に任命されたが、大統三年、郷兵を領して、沙苑の戰に従軍し、武功を立てた。このばあいの郷兵はおそらく河東の兵を指すのであろう（周書三五本傳）。

(8) 魏玄。任城の人。父承祖のとき梁より北魏に歸し、新安に住むようになつた。孝武帝が關西に奔り、つづいて高歡が急遽都を鄭へ遷すと、人びとのあいだには深い動搖がおこり、東魏をすてて西魏へ就こうとする氣分が濃厚となつた。玄は郷曲を率

募して、關南で西魏支持の兵を擧げた。いらいつねに郷兵を率いて西魏の諸將の廳下に入り、東軍と戰つた。西軍が邙山に大敗すると、黃河南岸は再び東魏に奪回され、一旦西側に就いた在地勢力は離叛の動きを見せたが、玄は節義を守つて西魏のために戰つている（周書四三本傳）。

さて、これらの諸例によれば、各地における郷兵の結集の契機として、(5)、(6)のように北魏末の民衆暴動があり、(4)のように蕭寶夤の叛逆があり、また、(5)は元顥のような叛臣にも向けられており、あるいは(7)、(8)のように、東西兩魏への政權の分裂が數えられる。かつて論じたとおり、北魏末の内亂は、六鎮の叛亂とよばれる民衆暴動の時期、この暴動の鎮壓者として登場する爾朱氏霸權の時期、さらに、魏朝と爾朱氏との對立を運用しつつ最後の勝利をかちえた高歡および高歡への敵對勢力を傘下に收めて關西の雄となつた宇文泰の兩軍閥の抗爭の時期、というふうに三段階に分つことができる^⑧。しかし爾朱氏、高氏、宇文氏などの軍閥勢力が北魏王朝を凌駕してつきつきに立ちあらわれてくる地盤は、當然民衆暴動そのものによって作られたものである。蕭寶夤や元顥などの勢力についても同様であ

る。蕭寶夤は關西討伐軍の司令官として派遣されつつ、反亂民の頑強な抵抗にあい、かえって戈を倒にして朝廷に刃向った。元顥は、爾朱氏の制覇を潔しとせず、南朝梁に支援をうけて洛陽奪還を企てた人である。このように、民衆反亂は、北魏政權を衰退させたばかりでなく、一方にさまざまの自立勢力を生みだした。いまや華北統一政權はいくつかの政治勢力に分裂した。そのばあい、人びとはどの勢力に加盟するかという意思決定に迫られるをええない。右にあげた(4)～(8)の郷兵結集の諸例は、まさしくこうした意思決定の行動的表現とみることができるといえる。(5)宇文貴の夏州部隊は、北魏朝廷の眼からみれば「夏州慕義之民」であつたし、(6)李遠の郷人への叱咤は、ともすれば反亂に同調しがちな民衆を政府のがわに向けさせるための示威であつた。(4)泉企父子の北魏および西魏への忠誠は、同族者の一部および杜氏との郷里における指導権の争いを根底としており、(7)裴俠、(8)魏玄のそれは、東西兩魏への去就の問題と直接にからみあつてゐた。これらは、當然既成の政府軍ではない。地方有力者がそれぞれの政治的利害の意識のもとで、自發的に郷人を組織して結集した軍團である。問題

はこの意識の歴史的内容を追求することにあるであろう。ところで、こうした意味でいうならば、郷兵の語を用いてはいないが、實質上郷兵集團とみることのできる例が、右にあげたそれぞれの事件に關連して、廣汎に存在する。まず魏末の民衆暴動に對應して組織された例をあげれば、

(9) 盧文偉。范陽・涿の人。北方の冠族である。文偉は若いときから郷里の尊敬を受けたが、州主簿、平北府長流參軍など本州の屬官を歴任、督元皝を修築して灌溉の便を圖つた。かれの家はもともと裕福な方ではなかつたが、經理に長ずるかれの代になつて家産の經營に努力して富家となつた。孝昌年間、常景の行臺郎中となつたが、北方の情勢の險惡化をさとつて、穀物を范陽城に貯積した。これは當時の饑饉を救うのに役立ち、ますます郷黨の信望をかちえた。内亂が内地に波及すると、文偉は杜洛周にとらえられ、ついで葛榮のもとにはいつたが、葛榮滅亡して家に歸つた。反徒の餘勢である韓樓が薊城に據るや、文偉は、郷閭を率いて范陽城に屯守した。朝廷はかれを范陽郡事に任命した。防衛を續けること二年、士卒と苦勞を分ち、貧者には家財を散じてこれを救つたという。その功により范陽太守となつたが、孝莊帝が爾朱榮を誅するや、かれは爾朱派の侯淵を范陽から追放し、幽州刺史劉靈助と謀つて擧兵した。勃海

の高乾兄弟が反爾朱氏の兵を再擧するものときであるが、
 両者は互いに影響しあつて、ついに高歡の部隊と手を握るので
 ある（北齊書二二本傳）。

(10) 路思令。陽平・清淵の人。やはり同地方の名望家である。司徒記室・尙書左民郎などの諸官を歴任したのち、假節征虜將軍・陽平太守を授けられた。まもなく、冀州の平清河郡、相州の陽平郡、齊州の原郡を合して南冀州が新立されたが、思令がその刺史となり、平東將軍・都督を假授された。この措置は反亂防衛のためのものであつたらしい（後述）。當時葛榮軍はこの地方に迫つて、しきりに民衆を味方にひきいれようとしていた。思令はそこで麾下に命じてそれぞれ郷曲を率いしめ、夜をついて賊の不意を襲い、大勝を博した（魏書七二本傳）。

(11) 李瑒。趙郡李氏の出身である。諸官を歴任したのち、蕭寶夤の西征に従軍、統軍を授けられた。瑒は徳郷閭にあまねく、雄勇を招募して樂從者數百騎を得た。かれは家産を傾けてこれを賑恤し、率いて西討に赴いた。蕭寶夤は瑒がやってくると、その肩を撫でて、「あなたがはるばる來ていただいて、わたしも任務が果せません」と喜んだ。軍中では瑒の部隊を尊敬して、「李公騎」とよんだという（魏書五三本傳）。

蕭寶夤が雍州に據つて叛旗をひるがえすと、河東地方で

もこれに應ずるものがあらわれてきた。

(12) 薛循義・薛鳳賢。河東・汾陰の名門。循義は北海王元顥の徐州墨曹參軍であつたが、正光末顥が征西將軍・西道行臺として關西の叛亂討伐を命ぜられると、かれは統軍を授けられた。そのとき兵三千人を召募しうる者には別將を授くとの詔令が出され、循義は故郷河東に還り、また平陽・弘農の諸郡を巡歴して、合計七千餘人の募兵を得たので、安北將軍・西道別將を假授された。かれは戦功によつて大都督・龍門鎮將に昇進したが、族人鳳賢が蕭寶夤に呼應して鎮城を圍むや、循義も天下の動亂に乗じて存分に勢力を張ろうと考え、鳳賢と合體して黃鉞大將軍と自稱した。朝廷は宗正珍孫・長孫稚らを討伐に赴かせたが、官軍は容易に進撃することができなかった。このとき、長孫稚の幕僚に楊侃あり、奇計を設けて河東の平定に貢獻した。奇計というのははつぎのことである。薛循義は壯勇を驍率して郡邑を包圍しているが父老妻弱は舊村に残している。だから、敵兵が父母妻子の身上を案するような狀況を作りだせば、包圍は一氣に解けるであろう。そこで、降伏した者を各自の村に歸らせ、官軍のノロシが擧がれば、それぞれこれに應じてノロシをあげさせる。ノロシのあがないない村は「不降之村」とみなしてみな殺しにするというわけである。こうして實行に

移した結果、まだ降伏していない所までもがノロンを擧げるに至り、包圍軍は何のことか分らず各自の村に歸ってきた。失敗した薛循義らは逃走したという。こうした戦術が立てられたことから分るように、薛氏の兵勢はその郷里河東の村落を母胎として構成されていた（北齊書二〇薛循義・魏書五八楊侃傳。なお楊侃傳には薛脩義とあるが、異名同人である）。

爾朱榮による河陰の朝士大虐殺、孝莊帝の榮誅殺、これに復讐する爾朱兆の孝莊帝殺害、高歡の爾朱氏討伐といった爾朱氏をめぐる一連の事件に關しては、

(13) 羊侃。泰山の人。劉宋の徐州刺史薛安都が宋朝の内訌のため北魏に來降していらい、羊氏も魏の臣となったが、侃の父社はかねてから南歸の志を抱いていたという。侃は正光中別將となり、蕭寶夤の西征に従軍、戦功によって使持節征東大將軍・東道行臺・領太山太守を授けられた。爾朱榮の朝士虐殺事件がおこると、郷人を率い、南朝梁と結んで兵を擧げた。このとき、侃の兄深および從兄敦がこの企てに同調することを拒否しているのは注目すべきである。深は侃の使者を斬つて魏に忠誠を誓い、兗州刺史敦は州に據つて侃と交戦している（魏書七七羊深・梁書三九羊侃傳）。

(14) 高乾兄弟。勃海・蓀の人。孝昌末、葛榮の反亂がおこると、

朝廷は山東の豪右として著名な高翼を勃海太守に任命したが、反亂軍の攻勢を支えきれず、領民をひきいて南下した。そこで政府は東冀州を新設して、翼を刺史とした。翼とその子の乾兄弟は、朝士を殺害した爾朱氏に反感をいだき、流民（つまり郷人である）を率いて兵を擧げ、齊州軍と戦つた。そのためには反徒葛榮の官爵を受けることさえいとわなかつた。爾朱氏が孝莊帝を推立すると、乾は帝と關係が深かつたので一時休戦、その間乾は驍勇を招納して射獵にふけていた。孝莊帝が爾朱榮を殺すや、帝は乾を河北大使に任命して、郷閭を招集させ、爾朱一族への對抗を圖つた。乾の兄弟中もつとも武勇にすぐれた昂は當時洛陽にあつたが、帝に請うて郷里に還り、部曲を招集した。このとき、「所在義勇、競來投赴」といわれている。しかし孝莊帝は爾朱兆に弑され、高氏を始めとする河北の豪族はますますふるい立つた。幽州地方では刺史劉靈助を盟主とする盧文偉（前出）らの擧兵あり、高氏はこれと呼應しつつ、同郷の名望封隆之（その父回は河陰の害にあう）を刺史に推戴して反抗を試みた。やや西方の趙郡では李元忠、李密らの活動があり、これも高氏兄弟と提携した。これら河北豪族が東進してきた高歡と結び、やがて爾朱氏討滅戦が展開されるのである（北齊書二一本傳）。

爾朱榮が誅されたのち孝莊帝の命によって組織された郷里部隊の例をあげれば、さらにつきのようなものがある。

(15) 魏爾根。鉅鹿・下曲陽の人。爾根はやや節操に缺けるところ

のある人物で、孝莊帝の爾朱榮誅殺計畫を爾朱世隆に密告したが、榮が殺されると周章狼狽し、帝の親臣王道習に結びついた。すなわち、外州に出て功を立てたいとの希望を道習に申し出たので、道習のとりつぎで河北行臺・定州刺史を授けられ、郷曲を率ゐりて井陘防衛にあたった。しかし爾朱氏の部將侯淵に敗れ、高乾兄弟のもとに奔った（北齊書二三本傳）。

(16) 甄楷。中山・無極の人。孝莊朝、中書侍郎であつたが、帝が爾朱榮を殺すと、郷義の統率に堪えるといふので、試守常山太守に任命された。なお常山は楷の本郷にあたる（魏書六八本傳）。

高歡が霸權を収めると、洛陽政府の孝武帝一派との對立を生じたが、帝はついに首都を脱出して西方宇文泰のもとに奔った。歡は追跡したが及ばず、帝の側近で洛陽に留つた朝臣の幾人かを殺した。劉廐もそのひとりである。

(17) 劉廐。もと彭城の人。祖父劉芳のとき、劉宋末の内訌にまきこまれ、北魏の討伐にあつて平齊戸とされたが、のち免ぜられた。父廐が高歡に殺されると、隲は郷部を率いて兗州に赴き、

同じく反高歡派の刺史樊子鶴と兵を擧げた。このとき、叔父粹も、部曲を招合して、兗州擧兵に参加している（魏書五五本傳）。

東西二政權分立の形勢となり、兩者の争鬪はますます激しさを加えていったが、西魏大統三年（五三七）の沙苑の戦は、西軍の壓倒的な勝利に歸した。西魏は河東を收め、さらに獨孤信のひきいる部隊は東魏の勇將高昂を追つて黄河沿いに進撃、ついに舊都洛陽を占領した。こうして、去就を決しかねていた河東・河南の諸豪族は、一齊に西魏支持の旗幟をかかげるのである。

(18) 裴邃。河東・聞喜の人。邃は郷里の指導者として信望があつたが、大統三年、東魏の進攻に抗して、郷人を糾合し、要害に分據して自守した。さらに東魏の東雍州軍に内部工作を施してこれを崩壊させ、西軍の進撃には嚮導をつとめた（周書三七本傳）。

(19) 鄭偉。滎陽・開封の人。孝武帝が西奔すると、偉は郷里に歸つて官に就かず、形勢をうかがつた。友人裴俠（前出）が妻子を棄てて帝に従おうとしたさい、かれは、「天下まさに亂れ、未だ鳥の集る所を知らず。何ぞ東のかた妻子に就いて徐ろに木を擇ぶに如かんや」といって、引きとめようとした。しかし、

大統三年、獨孤信が洛陽を占領すると、「われら世々朝恩を荷う者が、臣子の節をいたし富貴の資を成すべき秋がきた」として、宗人榮業とともに州里を糾合し、陳留地方に西魏支持の兵を擧げた。たちまちのうちに一萬餘人が集まった（周書三六本傳）。

以上の諸例についてみれば、郷人部隊の組織者はいずれもその地方の名望家である。また、その軍團結集がかれらの自發的意思に基づいていたことは、(9) 盧文偉、(10) 薛氏、(13) 羊侃、(14) 高氏、(17) 劉騰、(18) 裴邃、(19) 鄭偉の例にはっきりと看取され、(4) (8) の郷兵統率の諸例と何らの差異も見出すことができない。(10) 路思令は、刺史の命による上からの郷兵結集例のようにみえるが、それは形式面においてそうであつて、内實は在地の力がはたらいていたとおもわれる。このことは後に述べる。(11) 李瑒も、郷兵集團が政府軍の一部となつた例ではあるが、瑒じしんが應募從軍しているとみられる。(15) 魏蘭根、(16) 甄楷は、ともに政府の命によつて郷人を武力として結集した例である。しかしこのばあい政府の命令といつても、爾朱氏と魏朝との力關係は決定的に前者に傾いていたのであつて、いかに魏朝の廷臣とは

いえ、この任命を受けるのにはそれ相當の自主性が働らかねばならない。ことに魏蘭根のばあいは、双方の力關係と自己の立場とを考慮して、むしろ保身のためにこの擧に出たのであつた。

さて、この時代の郷兵結集が、各地有力者の自發的意思にもとづき、さまざまの政治勢力への支持または反對の具體的行爲として行なわれたものであるとすれば、これを支持される政治權力のがわからみれば、それは義徒、義軍などによばれることになる。郷兵、郷人、郷里、郷閭などの語が用いられないばあいでも、當時の諸事件に關連してたちあらわれる義徒、義軍の例は、内容としては郷兵と同性格のものではないであらうか。それらの代表例をつぎに擧げておきたい。

(20) 楊禎。隋文帝堅の祖父。北鎮の亂により中山に避難、義徒を結んで鮮于脩禮と戰つて戰死（周書一九楊忠傳）。

なお、北鎮反亂に對抗したのものには、前述宇文貴らの「夏州義士」、「夏州慕義之民」とよばれた義軍がある。

(21) 封偉伯。勃海の人。關西行臺郎として蕭寶夤の西征に従い、寶夤が反旗をひるがえすと、關中の蒙右韋子榮らと謀つて義兵

を擧げようとしたが、事洩れて殺された(魏書三二本傳)。

② 鄭先護。滎陽の人。前述した偉の父である。孝莊朝、廣州刺史・當州都督となったが、元顥の洛陽進攻にさいして、州に據って義兵をおこした(魏書五六本傳)。

③ 辛慶之。隴西・狄道の著姓。孝莊帝が弑されると、北道行臺楊津の左丞であったかれは、兗冀方面に出て、義徒を結び、國難に赴こうとした(周書三九本傳)。

高歡との對立を深めた孝武帝は、宇文泰と結ぶと共に、河南の賀拔勝の力にたよったが、帝が西遷すると、河南の豪族たちのあいだには、西魏を支持して東魏に對抗するものがあらわれた。

④ 李長壽。伊川の人。父伯扶は太和末南朝との交戦に武功あり、汝南郡守を授けられた。長壽は性勇武で、蠻酋と結んで魏境を侵犯したので、朝廷はかれを防蠻都督に任命、蠻部の統制を策した。魏末この地にも盜賊が蜂起するや、長壽は亡命者を招集して武力を張り、魏帝も爾朱氏との對抗上、かれを大都督に任じてその力を借ろうとした。孝武帝が西奔すると、長壽は義士を率勵して、東魏に對抗した。しかし侯景に攻められて戦歿、その子延孫が父の衆をひきついで統領し、しばしば東軍を破った。西魏はかれに京南行臺・節度河南諸軍事・廣州刺史を

授けた(周書四三李延孫傳)。

⑤ 韓雄。河南・東垣の人。祖父景は赫陽郡守。雄は武將の才あり、孝武帝の西遷に慷慨、その仲間六十餘人と洛西に擧兵した。數日中に衆千人に上り、東魏の境内に遊撃戦を行なった。

これに苦しむ東魏は名將慕容紹宗を派遣したので雄は大敗し、一時東魏の俘虜となったが、脱出して宇文泰に面謁した。泰は雄を郷里に歸らせ、再起を計らせた。雄は義衆を招集して東魏の洛州を占據することに成功した(周書四三本傳)。

⑥ 陳忻。宜陽の人。驍勇にして俠氣あり、孝武西遷のち、勇敢少年數十人を招集して東魏を寇掠した。大統元年、西魏より立義大都督を授けられ、同三年には義徒を率いて活躍、李延孫とともに獨孤信の前鋒をつとめた。忻は韓雄と同郷かつ姻戚であり、少年時代から親交があつて、右の遊撃行動も互いにチーム・ワークをとっていた。東魏の強敵を惱ますことのできたのもそのためだという(周書四三本傳)。

河東方面で義兵を率いたものに楊樹がある。

⑦ 楊樹。正平・高涼の人。祖父・父ともに縣令をつとめた。樹は元顥の入洛にさいして、宗人を率いて馬渚に戦い、武功を擧げた。孝武帝に従つて入關、河東の攻略に力をつくした。すなわち、かつて父の猛が郷里に近い邵郡の白水縣令であつたこと

から、樹は土地の豪族と舊知であり、土豪王覆憐らと謀って三千人を糾合、ついに邵郡を收復した。衆議は樹を行郡事に推したが、かれは申請して覆憐を同郡守とした。かれはさらに義徒を率いて活動を続け、間諜を放って正平その他の鎮城を工作、

ついに攻め落して行正平郡事となった。ついで沙苑の戦に戦果をあげ、進撃して建州に至るころには一萬の軍勢となった。し

かしまでもなく侯景に正平を攻陥され、他方に薛循義らの東軍に迫られて孤立無援となった。義徒の離反をおそれたかれは、援軍派遣の報らせを得たと發表、また土人の義首にはそれぞれ衆を率いて軍費調達に赴かせ、そのすきに麾下の軍をひきいて脱出し、邵郡に歸還した。朝廷はかれが軍を全うして歸つたのを嘉賞して、建州刺史を授けた（周書三四本傳）。

沙苑の戦に大勝を博した西魏は、李弼をして河東に攻め入らせた。このとき東魏を離反した人に河東・汾陰の薛善があるが、蒲坂では敬氏が同じ行動に出た。

㊦ 敬珍・敬祥。河東・蒲坂の人。祥は珍の從祖兄にあたる。ともに俠氣あり、つとめて英豪と交わった。東魏の大敗を見て、同郡の豪右張小白・樊昭賢・王玄略らと擧兵、數日のうちに萬餘の兵を得た。高歡の敗軍を迎撃して勝利を収め、李弼の追撃部隊がやってくる、猗氏・南解・北解・安邑・溫泉・虞郷六

縣の戸十餘萬を率いて歸附した。宇文泰はこれを嘉し、珍に平陽太守・領永寧防主を、祥には行臺郎中・相里防主を授けた。

張小白らもそれぞれ任用し、のちみな郡守・刺史に至った（周書三五本傳）。

右の例は、義徒・義衆などの語を用いてはいないが、あきらかにその實質を示している。さらに、沙苑の戦は、河内にも影響を與えた。

㊦ 司馬裔。河内・溫の人。晉宋交替のさい魏に亡命した楚之の曾孫である。大統三年、西魏が弘農を奪還すると、溫城に義兵を擧げた。東魏と交戦して衆寡敵せず、義徒は大きな痛手を被った。西魏軍が東進してくると、部衆をひきいて從軍、大統六年には河内郡守を授けられた。八年、義衆を率いて入朝したが、まもなく河内の民四千餘家が歸屬してきたので、領河内郡守として流民の安集にあたった（周書三六本傳）。

さいごに洛陽の例をあげよう。

㊦ 趙肅。もと河西の出身であるが、曾祖のとき沮渠氏が北魏に征服されて首都に徙され、肅のときには洛陽の人を稱するようになった。大統三年、獨孤信が洛陽に迫ると、宗人を率いて嚮導をつとめ、軍糧の調達に力をつくしたので、宇文泰に「趙肅は洛陽の主人というべきである」と賞揚された。七年、大都督

を授けられ、所部の義徒をひきいて、大塙に據守した(周書三七本傳)。

郷兵と義徒・義衆などとは、當然範疇を異にすることばである。しかし以上の諸例からすれば、義徒・義衆の内容として郷兵とよぶにふさわしい軍團が組織されることが相當に多かったのではないかと想像される。それをもっともよくあらわすのは、(2)楊樹、(2)敬珍・敬祥の例であるが、(2)封偉伯のばあいも關中土豪韋氏と共謀しており、(2)司馬裔は、裔じしんが河内の郷望であり、いずれも郷黨社會との關係において武力結集が行われたとおもわれるのである。このことは、(2)李長壽、(2)韓雄、(2)陳忻のばあいにしてもいえるであろう。(2)鄭先護、(2)辛慶之については、かれらじしんは封偉伯と同様その地の出身者ではないが、なんらか土地の有力者と結託したことも豫想できる。ことに辛慶之が義兵を擧げようとした兗冀地方は、同時に高乾ら河北豪族の活動地域でもあった。すでに特定の政權に參加し、そのために力をつくそうとする人物が、その土地の土豪を糾合して義兵を擧げさせるのは、決して特殊な事例ではなく、むしろもっとも普遍的な勢力擴大の方式であっ

たとおもわれる。一般に六朝社會では、このようなかたちで、中央政權と地方郷里社會との結合が果され、したがってまたその分離の可能性も必然的に内在したものと考えられる。(2)楊樹では、そのことが典型的に示されている。

① 傳によるかぎり、宇文貴は統軍を授かる以前には何の官にも就いていない。また夏州防衛戰には「義衆」が參加しており(魏書四二源延伯)、それはのち源子雍・延伯父子にひきまいられて黑城平定に従っている。時子雍新平黑城。遂率士馬并夏州慕義之民。携家鼓行(同上子雍傳)。なお次註參照。

② 河橋の戰には「夏州義士」といわれる部隊が參加しており、一旦は元顥がわにしていたが、のち爾朱榮に通謀した(魏書五八楊侃傳)。宇文貴の部隊も夏州より南下してきた郷人部隊とおもわれる。

③ 拙稿「北魏末の内亂と城民」(史林四二卷三・五號)。
④ 郷義の語は、魏書五九蕭寶夤傳にもみえる。時北地人毛鴻賓。與其兄還糾率郷義。將討寶夤。

三 郷兵集團の構造

大統九年以降、西魏が各地に郷帥を設定したさい、その地の傳統ある名望家が意識的に選ばれているが(1)~(3)、(4)~(8)中にあげた、それ以前の諸例でも、いわば六朝の名

流の活動が注目される。しかしながら、これら名族あるいは土豪が郷兵を結集するばあい、その勢力下の郷人にたいして徴兵制的方法をとるのでなく、一種の募兵が行なわれたようにおもわれる。それは、「率募郷曲」(8)、(15)、「招募雄勇」(11)、「招納驍勇」(14)、「招募郷閭」(同上)、「招募部曲」(同上)、「招合部曲」(17)、「招募亡命」(24)、「招募義衆」(25)、「招募勇敢少年數十人」(26) というように、率募、招募、招納、招集などのことが用いられているからである。これを招募される兵士のがわからいえば、「樂從」(11)であり、「所在義勇、競來投赴」(14)であった。したがって、ここにいう率募、招募とは、たんなる修辭ではなく、ある種の現實的な關係をいあらわしたものとおもわれる。郷帥が兵士にたいして、家財を散じて施與・救恤を行なった例は、(9)、(11)に見えるが、(20)陳忻もまた、「散財施惠、得士衆心」といわれる。さらに「率募」と「散財」の結びあった代表例をつぎにみるこができる。

(20) 侯植。上谷の人。高祖のとき北地郡の三水に移住して、州郡の冠族となる。魏末、群盜蜂起するや、家財を散じて勇敢を率募し、賊を討って功あり、統軍を授けられた(周書二九本傳)。

このようなかたちで結ばれた郷帥と兵士との間柄は、豪族とその家族生活に内包された奴客との關係に比較して、より自由な人格關係で結ばれているようにおもわれる。

もちろん當時組織された豪族の郷兵集團において、その奴客が親兵として登場している例もあり、それについては後述するが、右のようにして招募された兵士たちもまた、直接の招募者の親兵として登場するのである。その一例は(11)李場の「李公騎」であるが、ここではとくに、(14)高乾兄弟のばあいについて述べてみたい。拙稿「北齊政治史と漢人貴族」(名古屋大學文學部研究論集史學9)で論じたように、高氏の行動に参加した人びとに二つの形式があった。ひとつは「爲之羽翼者」であり他は「隨其建義者」である。後者の代表例として記された李希光・劉叔宗・劉孟和などはともに士人層に屬する人であるらしく、またかれらじしんが兵力結集の主體であった。ことに劉叔宗の兄海實は、「郷帥を率いて」行動をおこしている。これらはいわば、高氏への同盟者であり、それぞれみずから兵力を有していたのである。一方、「爲之羽翼者」こそ、高氏の直接の領兵である。それを代表する者として呼延族・劉貴

珍・劉長狄・東方老など八人の氏名が擧げられているが、出自の明らかな東方老についていえば、寒微な家に生まれ、武勇にすぐれて郷里で盜賊を働らいていた無頼の徒である。魏末高昂に投じて部曲關係を結ぶのであるが、「所在義勇、競來投赴」の具體例をあらわしている。高昂は韓陵の戦に、「郷人部曲王桃湯・東方老・呼延族等三千人を自領して」從軍し、高歡から鮮卑兵千餘人を貸そうといわれて断っているが、この東方老ら三千人の郷人部曲こそ、まさしく高氏の親軍というべきものである。同様な例が昂の兄愼についてもみられる。東魏中、光州刺史に任ぜられた愼は、天下が一應治まったにもかかわらず、「本郷部曲數千人を以て自ら隨うことを聽された」。これは功臣たるかれに優待を與えたものであったが、高氏とともに義兵をおこした封隆之の子の子繪も、郷里勃海の太守に任命されたとき、「部曲一千人を收集することを聽」されている（北齊書二一本傳）。

このように、高氏の例について考えれば、郷兵集團とは、主帥と兵士との部曲關係をタテ軸とし、同様な構成をもつ主帥間の同盟關係をヨコ軸として形成された地域的武

力集團である。さきに見た諸例のうち、郷兵あるいは義徒の結集が土豪を媒介としてなされているいくつかのばあいも、こうした構造において理解することが不可能ではない。

ところで、このような郷兵集團のうえに何らか當時の時代的性格が刻印されているとすれば、それはどこに求めるべきであろうか。前述したとおり、郷兵集團の結集には一定の自發的意思が働らいていた。しかしそれは、史書の描寫においては、ふつうに郷帥の意思として表現される。他方、かれらの親兵が應募の郷人によって充たされ、賤民兵とはやや異なつた部曲關係が造出されるという豫測も生じた。とすれば、郷帥、郷兵の双方がそれぞれの自發的意思をもつて相互に關係するということが考えられるのである。こうした意思が働らく餘地は、民衆暴動により、あるいはそれにひきつづくいくつかの政治勢力の興起によって、華北政權の統一性と安定性がうしなわれたところに存在した。したがって、統一性と安定性を回復しようとするそれぞれの王朝（政治勢力）のがわからずれば、郷村社會内部には生まれた諸階層の自發的意思にもとづいて、軍事

上、政治上の力の再結集、強化をはかるといふ努力となつてあらわれる。とすれば、當時の王朝、軍閥がこうした目的で行なつた諸施策のなかに、右の自發的意図のあり方がうかがえないであろうか。

郷帥による率募ということに連想して注目されるのは、北魏末らしい頻々と發せられた募兵令である。北魏における募兵の事實は、すでに孝文帝時代にみられ、^④ つぎの宣武朝で將帥に募兵を許可した例がある。^⑤ しかし、孝明帝以後、前代と比較にならない頻度で募兵令が施行されるのは、北魏末の内亂が北族軍隊の瓦解から發したという事情と密接にからんでいる。内亂勃發ご、政府は、鎮民、牧戸、伎作、雜戸、亡命者、流民などを解放、赦宥して軍士に充て、反亂討伐に参加させた。^⑥ また一般に、「忠勇」、「驍勇」などの名義で兵を募つた。^⑦ 募集の條件については、そのときどきで募格が頒布されたが、たとえば永安三年十月、元顥防衛のために發せられた募攻河橋格については、「賞帛授官、各有差」と記録されている（魏書一〇孝莊紀）。これは募攻河橋格の細目をのべたものではなく、その内容をもっとも概括的にいいあらわしたものであるから、「賞

帛授官」が募格というものの一般的募集條件であつたと考えられる。このうち、「賞帛」については、正光末岐州刺史に任命された楊椿が急遽并肆地方に赴き、絹三萬匹をもつて北鎮の流民を募らうとした例がある（魏書五八本傳）。これは、前述の郷人率募のばあいでは、郷帥が家財を散じて兵の結集をはかつたことにあたるであろう。

しかしより重要な問題は「授官」である。建義元年（五二八）六月、新たに解放した牧戸を兵士として募集したさいには、九品官を授けることを條件とした。普泰元年（五三一）三月には、伎作および雜戸の從征者に、出身（入流）をみとめ實官を授けることを約している。^⑧ このさい私馬をもつものには二階を特進して從八品より出身する恩典を與えた。これらは舊牧戸、伎作、雜戸など特殊な例であるが、一般に職人（流外官）や白民の應募者についても、同様な特典が與えられた。建義元年（五二八）六月己酉の例を示せば、

（一）私有の馬仗をそなえて從軍する者。

職人：從七品より出身せしめ、實官を與える。

白民：從八品より出身、實官を與える。

(一) 私馬(仗)がなくても、武藝絶倫な者は(一)に準ずる。

(二) 武藝絶倫でなくても、弓術、槍術、重量上げなど一藝に達してしかも膽略用うべき者。

姓第を有するもの…姓第に一大階(二階)を加えて出身、實官を興える。

姓第のない者…従八品より出身、實官を興える。

というように、それぞれの身分と能力に應じた授官規定がさだめられている^⑧。ここでの能力は、「私馬仗従戎」のよきな財産的能力と「武藝絶倫」などのような武術的戦闘的能力との二種に分かれるが、後者の能力を測定する基準のひとつとして、「弓格」が用いられた^⑨。「弓格」に似た制度は従来からあり、羽林、虎賁、直従など北人軍士の資格を決定する基準となっていたが、こうした方法が當時の募兵にも適用されたのであろう。孝明帝時代の羽林の變は、漢人貴族が武人の入選を抑えたために羽林、虎賁千餘人が暴動をおこしたものであるが、この事件はかれらの地位が本来は必ずしも低くなかったことを示している。羽林の變をさきがけとする北魏末の内亂は、北族軍士の本來的地位と當時の實情との乖離が出発点となったが、右にあげた

募兵規定は、當時の政府が兵士の地位の回復を迫られていることを豫想させるのである。

以上は募兵の個々人についてみたものであるが、一定数の募兵を請負うことで一定の軍官を募集者に授けるという便法も講ぜられた。たとえば、兵三千人を募集しえたものには、別將が授けられた(凶薛循義)。しかし兵三千人を別將一人で統率することは不可能である。そこには「都督—別將—統軍—軍主」という當時の軍官の統屬系統が貫徹されていたのではないか^⑩。つぎの例は、この豫想にひとつの根據を興えるものである。

⑧ 裴慶孫。河東・聞喜の人。員外散騎侍郎より起家したが、正光末、汾州吐京の羣胡が亂をおこすや、募人別將に任命され、郷豪を招率して戰士數千人を得た。慶孫は奮戦して反胡を破り、そのごも別將として河東地方の諸賊と戦うのであるが、この地の治安上部郡が新立されると、同郡太守・假節輔國將軍・當郡都督に任命された。のち孝莊帝に大都督を授けられ、朝廷軍をひきいて爾朱世隆と戦ったが、敵と密通したことが發覺して斬られた。かれは任侠の風あり、郷里の壯士や事を好む者が多數依附していたという(魏書六九本傳)。

これによれば、裴慶孫は募人別將に任ぜられてその郷里

で募兵に當ったが、その募集は、「郷豪」を通じて行なわれたのであって、かれの「招率」に應じた郷豪たちもそれぞれ統軍、軍主などの軍官を授けられたとみるべきであろう。さらにそのごかれが邵郡都督に昇進したとき、その麾下の郷豪たちもおのおの昇進したと想像されるのである。

裴氏の例にみられるように、募兵は中央軍のみについて行なわれたものではない。地方州郡の守帥は、それぞれ募兵の権限を興えられていたようである。註⑦に引いた高謙之の上疏はその一證であるが、そこにはまた、武藝あるものは官資がえられるというので、好んで應募に赴いた状況がえがかれている。このように、北魏末の募兵政策の背後には、賤民の身分解放、賤民・白民・職人の士身分獲得、地方土豪の政治的社會的地位の向上等々、諸階層の要求が働らいていたと推測されるのである。これらの要求をひとすじに貫ぬくものは、かの九品官人法に代表される門閥主義的身分秩序への否定の方向であろう。北魏末の内亂じたがそれへの反撥からおこったものであるが、その收拾策としての募兵政策は、かえってますますその方向を擴大することになったのである。

さきに郷兵集團が郷曲の率募によって成立したこと、またそこには一介の軍士から、それを直接統率する土豪やそれらを糾合する名望家・官僚にいたるまで、それぞれの自發的意思がかなりつよく働らいていたことを述べた。ここにみられる自發的意思とは、右の募兵政策の背景となつた各種民衆および土豪・官僚の諸要求を具體的内容とするものではないであろうか。たとえば、(6)李遠は郷人の意思統一をはかろうとして、「今こそ立節建功の秋」と大呼しており、(9)鄭偉もまた大統三年、「臣子の節をいたし富貴の資を成すべき秋がきた」として、郷人を糾合した。(14)孝武帝の西奔にさいし義兵を率いて西魏に應じた伊川の土豪李長壽も本來政界への野心があつた人であり、同じときに洛西に起兵した(15)韓雄も、「立功之志」からこの舉に出たものである。河東の豪傑(16)敬珍・敬祥が東魏沙苑の敗を機として西魏に呼應したとき、「ただに朝廷の恥を雪ぐのみに非ず、また壯士侯に封ぜらるるの業なり」と相謀っているのも、同様な志向があつたことを示している。

こうした郷帥の志向はかれじしんのそれにおわるもので

はない。河内に擧兵して西魏の東進に應じた(2)司馬裔は、宇文泰から授封されようとしたさい、つぎのように固辭している。

立義の士が郷里を辭し親戚をすてて遠く朝廷に歸附したのはすべて誠心から内發したものでありまして、どうしてわたくしの統率力によるなどということができません。いまわたくしが封爵を賜ふることになれば、それは義士を賣つて榮達を求めることになります。

宇文泰はこのことを嘉納して授封をとりやめ、都督より帥都督に昇進させている。受封ということになれば司馬裔個人の榮進にすぎないが、帥都督へ昇任するならば、麾下の部將もそれぞれの地位に進むことになるであろう。司馬裔の右のことばは、郷帥が麾下の將士の要求を配慮している例として興味ふかいが、じっさいに一介の壯士が武功によって刺史にまで榮達したものに、高昂麾下の東方老(前出)がある。典型的な寒人の壯士として高氏のもとに身を投じたかれは、最初昂の親軍(郷人部曲)中であつたが、そのご武功により魯陽太守、南益州刺史・領宜陽太守を歴任して、羣蠻および西魏との交戦に當っている。しかしこれは

老が高昂の指揮下から完全に離脱したものではなかつたようである。なぜなら當時昂じしんも、西南道大都督として西南境にあり、七十六都督を統率していたからである。おそらく東方老は一都督として郡守・刺史を兼ね、昂の節度を受けていたと想像される。とすれば、昂―老の關係は、郷帥とその親兵との關係から出發して、西南道大都督と各方面の都督刺史との關係にまで擴大發展したということができる。北齊文宣朝(昂はずでに戰歿)、老は都督として南朝討伐を命ぜられるのであるが、同じ討伐軍中に、かつて高氏の同盟者(隨之建義者)であつた士人出身の李希光、裴英起らがあり、かれは李、裴二將と全く同等の位置で從軍しているのである。

東方老のこうした立身の過程には、郷人部曲内での將校の段階があつたであろう。かれと共に擧げられた呼延族ら八人の氏名はいずれも郷人部曲三千人を分領する將校であつたとおもわれる。このように、武將がその軍隊の擴充につれて舊來の親兵を將校に任じた事例を他にもとめれば、北魏宣武朝の景明四年(五〇三)、南朝討伐を命ぜられた蕭寶夤は、天下の壯勇を募ることをゆるされ、數千人を得

た。④。かれは、これを掌握するために、華文榮、顔文智ら六人を軍主に任命している。華文榮は、寶賚が梁に追われたとき長江岸でこれを匿まい、ついに家を棄てて従行、ともに北魏領内に亡命した人である。顔文智は寶賚の家の鬪人で、南朝脱出の計に参畫した側近のひとりである。いずれも身分としては取るに足らない人びとであるが、やがて蕭寶賚麾下の將校となつたのである。

同様なことが、(6)李賢のばあいについてもいえる。北周の武帝はその幼時李賢の家に養われたことがあり、即位してから、かつて世話になつた一族郎黨に、つぎのような恩典を施している(李賢傳)。

(一) 賢の甥軍狄樂に儀同三司を授ける。

(二) 賢の門生二人に大都督を、四人に帥都督を、六人に別將を授ける。

(三) 解放奴隸五人に軍主を授け、未解放奴隸十二人は解放する。

儀同三司—大都督—帥都督—〔都督〕—別將—〔統軍〕—軍主は當時の軍官の系統であるが、この措置はそれぞれの身分にしたがってそれぞれの地位を與えたわけである。もつともこれら李賢の門生や奴がかれの親兵であつたという明

證はない。しかし當時、武將の門生や奴僕がその爪牙として活躍した例を他に見出すことは不可能ではない。大統三年、高歡が沙苑に大敗すると、河東・汾陰の人薛善は、弟濟をして門生數十人を率いて一族と共に斬關、西魏將李弼の軍隊をひきいれさせた(周書三五本傳)。また安定・烏氏の人梁士彦の蒼頭梁默は、武勇絶倫といわれ、つねに士彦に従つて戰鬪に参加したが、武功によつて周代には開府儀同の位にまで昇進している(周書三二梁士彦傳)。

右の門生・蒼頭などは、あるいは本來は家兵と稱すべきものであるが、主家の武將としての發展にしたがって、それぞれ身分を解放・向上させ、榮進の道をたどつていったのである。これは、さきの北魏末募兵令における牧戸・伎作・雜戸などの解放と出身の規定に對應するものである。要するに、當時の郷兵集團を構成する諸階層は、門閥主義的身分秩序の否定の方向で相互に結合していたといえるのである。

① 詔肅討蕭鸞義陽。聽招募壯勇以爲爪牙。其募士有功賞。加常募一等(魏書六三王肅傳)。

〔太和十七年十月〕又詔。京師及諸州從戎者賜爵一級。應募

者加二級。主將加三級（魏書七下高祖紀）。

②〔景明四年〕四月。除使持節都督東揚南徐三州諸軍事。鎮東將軍。揚州刺史。丹陽郡開國公。齊王。配兵一萬。令且據東城。待秋冬大舉。……又任其募天下壯勇。得數千人。以文智三人等爲積弩將軍。文榮等三人爲驪弩將軍。並爲軍主（魏書五九肅寶貴傳）。

③〔正光五年八月〕丙申詔曰。……諸州鎮軍。貴元非犯配者。悉免爲民。鎮改爲州。依舊立稱。此等世習干戈。率多勁勇。今既甄拔。應思報効。可三五簡發。討彼沙隴。當使人齊其力。奮擊先驅。妖黨狂醜。必可蕩滌。衝鋒斬級。自依恒賞（魏書九肅宗紀）。

〔建義元年六月戊申〕詔直履紀業。持節募新免牧戶有投名効力者。授九品官（同一〇孝莊紀）。

〔普泰元年三月〕己卯。詔右衛將軍賀拔勝并尙書一人。募伎作及雜戶從征者。正入出身。皆授實官。私馬者優一大階（同一前廢帝紀）。

〔孝昌元年〕十有二月壬午。詔曰。……其有失律亡軍。兵成逃叛。盜賊劫掠。伏竄山澤者。免其往咎。錄其後効。別立募格。聽其自新。廣下州郡。令赴軍所（同九肅宗紀）。

〔建義元年七月〕己未。詔前試守東郡太守唐景宣爲持節都督。於東郡招募僑居流民二千人。渡河隨便爲柵。準望臺軍（同一〇孝莊紀）。

④〔孝昌二年六月〕戊子詔曰。……今便避居正殿。蔬餐素服。當親自招募收集忠勇。其有直言正諫之士。敢決徇義之夫。二十五日。悉集華林東門。人別引見。共論得失。班告內外。咸使

聞知（魏書九肅宗紀）。

〔建義元年六月〕癸卯。帝以寇難未夷。避正殿。責躬撤膳。又班募格。收集忠勇。其有直言正諫之士。敢決徇義之夫。陳國家利害之謀。赴君親危難之節者。集華林園面論事（同一〇孝莊紀）。

〔永安三年九月〕庚子。詔諸舊代人赴華林園。帝將親簡。以撫軍將軍金紫光祿大夫高乾爲（即高乾也）爲侍中河北大使。招集驍勇（同一〇孝莊紀）。

⑤前註③參照。

⑥なお、〔永安二年五月〕辛酉。詔私馬仗從戎。優階授官。壬戌。又詔募士。一依征婁榮〔格〕。甲子。又詔。職人及民出馬。優階各有差（魏書一〇孝莊紀）を參照。

⑦又上疏曰。……自正光已來。邊城屢擾。命將出師。相繼於路。軍費戎資。委輸不絕。至如弓格賞募。咸有出身。槊刺斬首。又蒙階級。故四方壯士。願征者多。各各爲己。公私兩利。若使軍帥必得其人。賞賚不失其實。則何賊不平。何征不捷也。諸守帥。或非其才。多遺親者。妄稱入募。則倩他人引弓格。虛受征官。身不赴陳。惟遣奴客充數而已。對寇臨敵。曾不彎弓。則是王爵虛加。征夫多闕。賊虜何可殄除。忠貞何以勸誠也（魏書七七高謙之傳）。

⑧雍表曰。……武人本挽。上格者爲羽林。次格者爲虎賁。下格者爲直從。或累紀征戍。靡所不涉。或帶甲連年。負重千里。或經戰損傷。或年老衰竭。今試以本格。責其如初。有爽於先。退階奪級。此便責以不衰。理未通也（魏書二一上高陽王雍傳）。
宮川尙志「六朝史研究」五六二頁參照。

⑩ 註②参照。

四 郷兵集團と門閥社會の變質

第二章に指摘したように、郷兵集團の組織者——郷帥は、大部分その地方の傳統的名望家の出身である。このことは、前章にのべた郷兵集團をつらぬく門閥主義否定の方向と矛盾するよう感じられる。このことはどう解決したらよいのであろうか。

出自においてはたとえ名門の血統をひくとしても、郷帥個人のひとなりに注目するならば、そこに一定の共通した人間類型が析出されてくることに氣がつく。(6)李遠は子供るときから戦争ごっこが上手で、郡守に「この子はただの人間ではない、きつと將軍になるだろう」といわれたが、その武斷の氣性はまえに見たとおりである。(7)裴俠も、はじめ秀才に擧げられて學問的素養のあった人ではあるが、郷兵を領して沙苑に戦ったさいには勇敢さを發揮し、宇文泰は「仁者は勇ありというがほんとうだ」といって本名協を袂に改めさせている。(8)魏玄についても、「少くして慷慨、膽略あり」といわれ、(9)李瑒もまた文才ある一方、

「氣、豪爽を尙び」、「倣儼大志あり、…親知に篤し」と稱せられる。(10)薛循義は、「少くして姦俠、財を輕んじ氣を重んじ」たが、(11)羊侃も「性、麤武」といわれる。(14)高乾についても、「少時輕俠、しばしば公法を犯す。長じて修改するも、輕財重義、交結する所多し」と記され、弟昂にいたっては、「幼稚の時、便ち壯氣あり、長じて倣儼、膽力人に過ぐ、龍眉豹頸、姿體雄異なり」とあって、豪俠の典型をあらわしている。(17)劉隲については、「少くして風氣あり、頗る文史に渉る」とあり、その叔父粹もまた、「少くして氣俠を尙ぶ」と評される。(19)鄭偉の人となりは、「少くして倣儼大志あり、毎に功名を以て自ら許し、騎射を善くし、膽力人に過ぐ」と述べられ、(24)李長壽は、「性雄豪、武藝あり」、(25)韓雄は、「少くして敢勇、膂力絶人、騎射に工みにして、將軍の材略あり」、(26)陳忻は、「少くして驍勇、氣俠あり、姿貌魁岸、同類みな之を敬憚す」と描寫されている。(27)楊尙もまた、「少くして豪俠、志氣あり」とされ、(28)敬珍は、「偉容儀、氣俠あり、學業騎射、ともに當時に稱せられ、敬祥については、「慷慨大志あり、ただ英豪と交結するを以て務となすのみ」といわれる。同

様のことが、(8)裴慶孫についてもいえるのである。

以上のような郷紳たちの人となりを観察すると、それぞれ少しづつニュアンスの差異はあるが、大體において共通な人間類型を想定することができるであろう。すなわち、氣質においては個儻にして俠氣あり、容貌においては魁偉であり、能力においては武藝あり、對人關係においては、輕財重義、交誼に篤い、といった工合である。一口にいえば、「豪俠」のたぐいであろう。ここにいくらか問題となるのは、これらの學問的素養についてである。裴俠、李瑒、劉隲、敬珍らはそれぞれ學殖・文才があつたようであるが、このことは必ずしもこれらの人となりを他の人びとから區別するものではない。たとえば、「史傳を涉歴し、頗る文才あり」といわれた李瑒は、弟郁にむかつて、いつもつぎのように語っていたといわれる。「士大夫の學問はひろく古今のことに通じていればそれで足りる。一經を専門として學者先生となる必要など毛頭ないのだ」。これは、學問というものを純粹に士大夫の教養としてとらえる考え方である。こうした態度は、豪傑の典型ともいふべき李賢兄弟、高昂にも存在した。李賢は九歳のときから師につい

て學問を始めたが、訓詁の學習にあまり熱心でなかつたので、人にそれを注意されると、「僕は先生になるつもりはない。ただ教義の大綱を知って自分の至らない所を補おうとするだけなのだ。〔細かい語句のことはしらないが〕、忠孝の道ということになれば、心に刻みつけているつもりだ」と言い切っている。弟の遠についても、「長ずるに及んで書傳を涉獵するも、指趣を略知するのみ」といわれる。高昂に至っては、一向に教師のことを聞かず腕白ばかりしていたが、いわく、「男子たるものは天下を横行して自力で富貴をつかみとるべきものだ。かしこまって本を讀んで學者先生になるなんてしみつたれたことができるか」と。李瑒から高昂にいたるまで、學問にたいする好惡のちがいはあるが、共通するところは、學者先生(老博士)的學問、あるいはそうした學問に依存して生きていく士人のあり方にたいする反撥と侮蔑感である。これらの豪俠的精神は、學問そのものを否定するというよりは、むしろ氣力を失なつた士人の世界への反撥の半面に成立していたとみるべきであろう。

一般に豪俠というものの特質はどこにあるのであろう

か。高昂が大言壯語しているように、かれらは、スコラ化した學問、既成の政治的社會的地位、あるいは傳統化した政權や諸制度等々にたよるのでなく、自らの力量を信じ、それを試みることによって、その欲するところをつかみとっていかうとする人びとである。かれらは、政治秩序が混亂し、政府ししんにその收拾の能力が存在しないときでも、自己の力で秩序の維持をなしとげようとする。いなむしろ、そのような事態こそ、かれらに自信を感じさせるのである。高乾兄弟と連繫して爾朱氏打倒の行動に立った趙郡の李元忠に、つぎのような挿話がある。

孝明帝時代に盜賊が蜂起すると、西方の屯成から歸還してきた清河の兵五百人が南趙郡にさしかかったが、途中が危いというので李元忠のもとに身を寄せ、お禮として絹千匹をさし出した。しかし元忠は一匹だけを受けとり、かえつて羊五頭を殺してもてなした。出發するときには、道案内として奴をつけてやり、「もし途中で賊に出くわしたら、李元忠が送らせたときだけいえ」と命じた。そのことばどおりにしたら、賊は果して何の危害も加えなかった（北齊書三二本傳）。

また、北周時代、柔然が南侵してきたさい、首都ではひ

どく緊迫し、塹壕を掘ったりして警戒したが、京兆の著姓王翬は、「もし柔然が渭北にやってきたら、この王翬が郷里を率いて自力でやっつけてくれよう。政府の手など煩わすこともない。都ではどうしてあんなにうるたえ騒ぐのか。周家の小僧っ子（周帝を指す）がビクビクするからこんなことになる」といって、せせら笑っている（周書一八本傳）。

李元忠の例にみられるような豪俠の庇護者としての態度は、こうしたかれらの自立性からくるものである。(12) 薛循義、(14) 高乾兄弟、(24) 李長壽（子延孫）、(27) 楊樹などは、いずれも内亂によって危難に迫られた人びとを保護した実績をもっているが、その被保護者たちは、あるいは北魏の宗室であり、あるいは洛陽政府の京官たちであった。同じ士人の階層に屬するものが、たとえ一時的にもせよ、保護者と被保護者の關係に立ったことは興味ふかい。それは政治秩序の崩壞時において自立性を有するものと失ったものとの相違を意味する。

豪俠的士人の自立性とは、何によって支えられていたものであろうか。かれら個人の任俠的性向や武藝の鍛錬とい

う點を見るだけでは、あまりに個人的な視角に陥るのである。むしろそうした性向や能力をつくりだすところの世界に目を注がなければならぬ。さきに述べたように、(8)韓雄と(9)陳忻とは同郷かつ姻戚關係にあったものであるが、ともに武力にすぐれた人びとであった。しかし陳忻傳には、

「射術においては忻は雄に及ばなかったが、散財施惠して士衆の心をつかむことにおいては、雄は忻に及ばなかった」と二人を比較し、忻が死んだとき將吏はみな生前の恩徳に感泣したので、朝廷もむすこの萬敵に忻の軍隊をひきつがせたと結んでいる。武將として伯仲していたこの二人についての比較論は、史家じしんの觀察というよりも、當時の人びとの口上った事柄を記述したものにちがいない。とすれば、將帥としての能力の評價に、將帥個人の武藝と軍隊の統率力という少くとも二つの觀點があつたと考へるべきであろう。そしてこの軍隊が郷曲の率募によつてえられたものであるとすれば、これはたんに麾下の將兵との關係だけではなく、郷帥のその郷里にたいする統率能力の問題にも關連してくるであろう。たとえば、(6)李賢は、「郷里を撫導し、甚だ民和を得たり」といわれ、(9)盧文偉

もまた、まえに見たように郷黨の信望をかちえた人であつた。(11)李瑒についても、その募兵にあたつては「徳、郷閭に洽し」といわれた實績がものを言っているようにおもわれるし、(12)裴邃もまた郷里の指導者として人望があつた人である。またさきに舉げた李元忠も、饑饉にさいして郷人への債權を自ら放棄した美談の持主である。これらの例から見ても、郷帥たちのその郷黨社會との關係は、きわめて密接であつたようである。これはかれらが自然的に郷黨にむすびついていたためというよりも、李元忠の例にみられるようにさまざま配慮の結果であつたと考えられる。この配慮を失したばあい、かれらは郷黨から憎しみを受けることになる。郷兵統率の一例としてよく引かれる王悅のばあいがそれである。

(13) 王悅。京兆・藍田の人。少くして氣幹あり、州里から高く評價されていた。爾朱天光の騎兵參軍となつたが、のち郷里を率募して宇文泰に加擔、いろいろ郷里千餘人をひきいて諸戰鬪に參加した。廢帝二年(五五三)、大行臺が中外府に改められると、大行臺尙書であつた悅は、郷里に歸り、儀同三司の資格で兵を統領していた。しかし顯職を失つたことを不平におもひ、しか

も郷里の人びとにたいしてはあいかわらず威張りちらしたので、宗黨の支持をなくした。しかも長男の康が父の舊望をたのんでほしいままの振舞あり、部下の軍人の婚禮にあたってこれを見ずかしめたので、軍人から訴えられ、父子ともに除名されて遠防に配流された(周書三三本傳)。

王悦父子が除名・配流のうき目にあつたのは、その顯職や舊望を支えた人びと(郷人、郷兵)の存在を無視したからであるが、これと對蹠的なケースを、われわれはすでに(司馬裔の例について見た。そこでは郷帥は、自己の受封が廳下の將兵に與える影響を考慮して、これを固辭しているのである。

さて、郷里社會といったばあい、けつして人びとのフラットな共同體ではない。そこにはさまざまな身分・階層に屬する人びとが、たがいに複雑に入り組んで關係しあつてゐる。したがって、郷帥の郷里社會にたいする關係もまたそうした階層性を無視することができない。かれの郷里統率がこの階層性を通じてなされていることは、まえに見たとおりである。しかし一方では、この階層的秩序は門閥主義的身分制の打破という志向をも含んでいた。それは高乾

兄弟の武力集團の構造にあらわれているように、門閥主義的身分秩序の水平化を推し進めていくものであろう。とすれば、前代以來の名流貴族にあっては、この水平化の方向にたいして守舊と進取のふたつの立場が生れることが豫想されるのである。

貴族たちの郷兵結集は、後者の立場に立つて在郷支配力の再編を意圖したものではないか。この再編の意圖は、しかしながら、ひとつの政治勢力にまで具體化されることを必須とする。ある特定の政權を支持することでこのことを實現しようとするとき、たとえば舉義という行爲が生まれるのであるが、このばあい、政治權力は支持を受ける中央政權のがわだけにあるのではなく、同時に支持者のがわにも地方的なそれが(たとえ萌芽的であるにせよ)形成されるのが通例である。一例をあげれば、高乾兄弟が孝莊帝にくみして爾朱氏討滅の兵をあげ、冀州城を攻陥したとき、高氏は土地の名望封隆之を推立して冀州刺史とした。これは當然政府の承認を前提としたものであるが、時間的にはそれに先行してなされ、したがって高氏らによって自立的に創立された州政權とみなすことができるのである。

各地の豪族勢力が北魏政權に忠誠を誓うことを交換條件に、その勢力の及ぶ範圍の地方長官の地位を要求することが普遍的に行なわれたようである。そのために、既成の行政區劃をさらに細分して、州郡を新設する傾向が生まれた。北齊天保七年（五五六）十一月、三州・百五十三郡・五百八十九縣・三鎮・二十六戍を併省したのは、右の傾向を一因とする地方行政機關の濫立状態を整理・統合するための措置であつた。^⑤ さきにみた^④裴慶孫における郡郡新設はその一例である。^④ 慶孫は募人別將として郷豪を招率し、戰士數千人を得て胡賊と戦つたのであるが、邵郡が設置されるや、太守・當郡都督に任ぜられた。當郡都督とは、一郡内の軍隊の最高司令官を指すのであろう。北魏末の戰亂は、刺史・郡守にそれぞれ當州都督・當郡都督という名で軍事權を兼有させたのであるが、かれらの掌握する州郡内の軍隊が郷兵のたぐいであつたことは、裴慶孫の例からも容易に推測できる。これを言いかえれば、豪俠を中心とする郷兵の結集は、地方行政權の掌握にますます進んでいゝた^⑤とすることができるであらう。

州郡の新立は、郡縣の昇格によるものであるが、その結

果、部内の郡縣數が量的に増大する。さきの北齊朝の州・郡・縣・鎮・戍の併省は、その反對に各級行政區劃の格下げと統合を意圖するものである。北齊の措置は門閥主義の政治方向が復活していつた當時の傾向と一致しているようにおもわれるのであるが、^⑥ともかくもこうして下から獲得されていく刺史・太守・縣令の諸職は、傳統的門望だけでなく、各種の寒族出身者によつても占められたと豫測される。なぜなら、北魏末期の一傾向として、門閥の子弟は好んで京官をもとめ、郡縣の守令の職はことさらに忌避する風潮があつたからである。^⑥ かれらは郷村の質實な指導者となるよりも、むしろ華美な首都での宮廷生活のほうにあこがれた。戰亂がおこり一軍の將を命ぜられて出征するばあになるると、平生の大言壯語にもかかわらずほとんどすべを知らなかつた。^⑥ 爾朱榮がついに朝土虐殺を決意するにいたつたのは、こうした都市的貴族の柔弱さと驕慢さがかれの感情にさわつたためとも見られるのである。^⑥ 河陰の變、孝莊帝の横死、孝武帝の西奔といつたかれらの身邊にまで及んでくる諸事態にたいして、かれらは有効に對處することができず、あるいは諸地方に群起した豪俠に身を託

し、あるいは名山に隱栖の道を講じた⁹⁾。郷村をバックに自己の力で危局をのりきろうとする望族出身者の一類型をかりに「豪俠」とよぶならば、他方の極に結ばれるもうひとつの貴族像は、「浮華」ということばでいいあらわすことができるであろう¹⁰⁾。この兩極分解は、個々の貴族のあり方の分化であると同時に、貴族精神そのものの分化とみることもができるのである。

東魏¹¹⁾北齊の政治史は、「浮華」がふたたび「豪俠」を壓倒して中央政治の主導権を奪回していく過程とよんでもさしつかえない¹²⁾。質實さを旨とした西魏¹³⁾北周の政治においては、この点かなり趣きを異にしているようにおもわれるのであるが、もはやそのことを確める紙數の餘裕がない。ただ、西魏が大統九年いご政策として積極的に打ち出した郷兵結集の方針が、北魏末いろいろのそのの制度化であり普遍化であるとするならば、兩政權の政治方向には相當な距りがあったとしなければならぬのである。このことはまた、隋唐政權の性格にある種の示唆を與える。すなわち、傳統的門望から奴婢にいたるさまざまの階層のあいだに水平化現象が生じ、それがひとつには武力集團というか

たちで結晶し、そこから武人的色彩の濃い新貴族階級が形成されるといった事情が、かの統一帝國創建の背後に豫想されるのである。

しかしそのばあい、こうした事情がひとつの制度として政治世界に定着するとき、どういうかたちをとるかが明らかにされねばならない。こうして郷兵集團の府兵制との關係が、さしあたっての課題となるが、ここではそれについての專論を避け、いくつかの問題を提出するにとどめたい。

菊池は、郷兵というものの實質を、在地豪族が私兵として結集しえた郷人・宗族の軍事力と規定し、この實質に關する限り地域的時代的に特殊な現象ではないと述べた。現在のところ、わたくしにはそれを完全に否定するだけの準備はない。しかしかれのあげた江南における郷曲率募の例は、ことに梁陳時代に集中しており、南朝でもその末期に近づくにつれて募兵の普及が見られるのではないかとおもわれる。しかも北朝では、郷兵出現の根本動機として、兵戸制そのものにたいする反撥から起った内亂が存在するのであって、當時の郷曲率募という形式による豪族の軍事力

結集には、それなりの時代的特質が刻印されているとかがえる。それは、第一義的には、軍閥政權の財政政策等々にもとめられるべきものではなくて、門閥主義的身分秩序が直接に民衆暴動によってゆるがされるというあらあらしい現實の産物である。

菊池によれば、郷帥が關中政權の政策（流民安收・治安維持を究極の目的とする豪族利用）をうけ入れたのは、かれらが眞の在地勢力でなく、もはや官僚化の道を辿っていたからだという。わたくしの見解では、郷兵集團とは、貴族制の危機にさいして、これを救おうとする郷村の歴史的なすがたである。脆くなつた中央權力を地方郷村社會が救出するといつたりかえしは、南北朝全期を通じて何回となく行なわれたことにちがいない。このばあいもその一例ではあるが、しかし郷兵集團という郷村統率者の武力構造を通じて見るかぎり、郷村内部のある變質がうかがわれるのである。望族出身の郷帥が郷兵集團を通じて特定の政權と結びつくとき、あるいはかれらの官僚化ということがいえるかもしれないが、その背後には各種の非門閥的諸階層が介在して、最後には郷村に結びついている。むしろこれ

ら郷帥の歴史的意義は、寄生的官僚となつて郷村を離脱するというよりも、こうしたあらたな結合様式によつて郷村を掴みなおしたということのほうに置かるべきであらう。

郷村における新たなる軍事的結合は、軍官制度の發展に寄與したとおもわれる。なぜなら、武功によつて身分の向上と地位の昇進をもとめる人びとに、それぞれの位置を與えなければならぬからである。西魏においては最高の地位として柱國大將軍の制度が設けられ、大將軍、開府儀同三司、儀同三司、大都督、帥都督、都督といった統屬體系が完成された。都督の下には、さらに子都督、別將、統軍、軍主などの階級があつたようである。開府および儀同三司は本來散官の號であり、そのことから「儀同及び儀同府と郷兵は何等制度的に關連づけて授與或は設置されて行つたものではない」とするのが、菊池の所説である。これは、府兵掌握の單位は儀同三司の開く儀同府にあり、一方大統十六年前後の府兵制成立の時期に郷帥はすべて儀同三司の資格で郷兵を統領していたから、府兵の由來は郷兵にあつたとする濱口説への批判である。ここで郷兵の問題はさつておき、儀同三司のみについていうならば、西魏の軍官系

統における儀同三司とは、たんなる散官ではない。その正式の名稱は、使持節儀同三司大都督であつたらしいのである。これは開府儀同三司についても同様であつて、大都督を附した例が見られる。さらに十二大將軍・六柱國もまた、それぞれ使持節大都督を帯びている。^①とすれば、儀同三司以上は、屋上屋を架して大都督のあいだに等級をつけていった結果と見られるのである。もしこの推論にあやまりがなければ、開府府とは開府儀同三司大都督府の略稱、儀同府は儀同三司大都督府の略稱であり、西魏二十四軍は大都督府相互の統屬關係という内容をもつことになり、儀同三司と儀同府との制度的關連は容易に説明されるであろう。このような府兵制の構造は、大都督府を一單位とする軍團がそれぞれのまとまりをもちながら相互に統屬しあうという點で、興味ふかいばかりでなく、郷兵集團の構造をも示唆するものがある。

唐代に大成された府兵制の徵募方法は「每三丁取一丁」であつて、菊池のいう選拔徵兵制である。これは漢代にみられるような全丁の徵發を建前とする兵制と性格を異にしているように感じられるのであるが、それは郷兵の率募と

いうことと無關係であろうか。また、唐代の府兵制から受ける印象からすれば、それは民衆にとつて多大の負擔となつたようであるが、發展期の府兵には、つぎに例示するようむしる從軍にたいする自發的な意思さえうかがわれる。ここにも郷兵と相通するものを感じせしめるのである。

張定和。京兆・萬年の人。貧賤の家に生まれたが、志節あり、はじめ侍官（府兵）となり、陳平定の戰に従軍しなければならぬことになつたが、その仕度ができない。そこで妻の嫁入りのときの衣服を賣ろうとしたが、妻はどうしてもそうさせなかつた。定和は仕方なくそのまま從軍し、軍功によつて儀同を授けられ、帛千匹を賜わつた。あとでその妻は離縁してしまつた。そのごも數々の手柄を立て、上開府にまで昇進した（隋書六四本傳）。

① 循義少而姦俠。輕財重氣。招召豪猾。時有急難。相奔投者。多能容匿之（北齊書二〇薛循義傳）。

暹少爲書生。避地勃海依高乾。以妹妻乾弟慎（同三〇崔暹傳）。自魏孝武西遷之後。朝土流亡。廣陵王忻・錄尚書長孫稚・潁川王斌之・安昌王子均及建寧江夏隴東諸王并百官等。携持妻子來投延孫者。延孫卽率衆衛送。并贈以珍玩。咸達關中。齊神武深患之。遣行臺慕容紹宗等。數道攻之（周書四三李延孫傳）。

魏孝昌中。爾朱榮殺害朝士。大司馬城陽王元徽逃難投樹。樹藏而免之。孝莊帝立。徽乃出。復爲司川牧。由是樹以義烈聞。擢拜伏波將軍給事中（周書三四楊樹傳）。

② 菊池は王悅父子と郷黨との關係を郷帥の寄生官僚化の一例として解釋しているが、わたくしは本文のように考える。

③ 「天保七年」十一月壬子。詔曰……魏自孝昌之季。數鍾澆否。祿去公室。政出多門。衣冠道盡。黔首塗炭。銅馬鐵脛之徒。黑山青犢之侶。梟張晉趙。豕突燕秦。綱紀從茲而頽。彝章因此而紊。是使豪家大族。鳩率鄉部。託迹勤王。規自署置。或外家公主。女調內成。昧利納財。啓立州郡。離大合小。本逐時宜。剖竹分符。蓋不獲已。牧守令長。虛增其數。求功錄實。諒足爲煩。損害公私。爲弊殊久。既乖爲政之禮。徒有驅羊之費。自爾因循。未遑刪改……今所併省。一依別制。於是併省三州一百五十三郡五百八十九縣三鎮二十六戍（北齊書四文宣紀）。

④ このほかにも州郡新設の例はおおいが、(10)路思令もその一例を示す。

⑤ 魏自孝昌已後。天下多難。刺史太守。皆爲當部督（通典職官一四總論州佐は當部都督に作る）。雖無兵事。皆立佐僚。所在頗爲煩擾。隆之表請。自非實在邊要見有兵馬者。悉皆斷之……自軍國多事。冒名竊官者。不可勝數。隆之奏請。檢括獲五萬餘人。而群小誼黨。隆之懼而止（北齊書一八高隆之傳）。

⑥ 拙稿「北齊政治史と漢人貴族」
蓋助陛下治天下者。惟在守令。最須簡置以康國道。但郡縣選舉。由來共輕。貴遊備才。莫肯居此。宜改其弊以定官方。請

上等郡縣爲第一清。中等爲第二清。下等爲第三清……三載黜陟有稱者。補在京名官。如前代故事。不歷郡縣。不得爲內職。則人思自勉。上下同心。枉屈可申。疆暴自息（魏書七七辛雄傳）。

⑧ 齊因魏朝。宰縣多用厮濫。至於士流。恥居百里。文遙以縣令爲字人之切。遂請革選。於是密令搜揚貴游子弟。發敕用之。猶恐其披訴。摠召集神武門。令趙郡王叔宣旨唱名。厚加慰諭。士人爲縣。自此始也（北齊書三八元文遙傳）。

⑨ 時天下多事。思令乃上疏曰……竊以比年以來。將帥多是寵貴子孫。軍幢統領。亦皆故義託附。貴戚子弟。未經戎役。至於銜杯躍馬。志逸氣浮。軒眉撻腕。便以攻戰自許。及臨大敵。怖懼交懷。雄圖銳氣。一朝頓盡。乃令羸弱在前以當銳。疆壯居後以安身（魏書七十二路思令傳）。

⑩ 拙稿（前掲）參照。

⑪ 同右。

⑫ 同上。

周書卷一六に附せられた大統十六年以前に柱國および大將軍になつたものの官位をみると、いずれも「使持節柱國大將軍大都督」または「使持節大將軍大都督」と記されており（ただし元欣だけは大都督の三字がない。濱口はこれを誤脱か省略のせいであるとする）、同書二四盧辯傳末の「授柱國・大將軍・開府・儀同者。並加使持節大都督」という一句と合致する。またこの一句によれば、開府儀同三司、儀同三司も使持節大都督を加えられたようであるが、周書三〇竇毅、同三〇李穆には、ともに「開府儀同三司大都督」とあり、同二七梁椿、同三〇竇毅、同四三李延孫および韓雄などには、「儀同三司大都督」とある。

The Hsiang-ping 鄉兵 at the Close of the Northern Dynasty

Michio Tanigawa

The *fu-ping* 府兵 or provincial guards created in the middle of the sixth century by Western Wei constitute a good material for studying the nature of the Sui and T'ang Dynasties. There are not a few studies on the origin of the *fu-ping* system. One of the theories is that the *fu-ping* system sprang up from the provincial guards or militia organized under the leadership of the gentry, i. e., *hsiang-ping*, and this theory has been causing controversy. The present author, who is inclined to support the *hsiang-ping* origin of the *fu-ping* system, discusses the structure of *hsiang-ping* bands in their historical development. In the critical period of the Northern Wei Dynasty the gentry of north China, who were facing a crisis as a social class, picked up strong people from among the fellow-provincials, and organized them into military organization. Consequently, the relations between the leader and the soldiers were rather free as compared with those in the older *ping-hu* 兵戶 (military household) system. The *hsiang-ping* were given certain official ranks according to their capabilities as prescribed by the Northern Wei Government, and this principle was also applied to the lowly who were under the rule of the gentry, leading to a change in a status-bound society where lineage predominated. The gentry who came largely from the clans of noble lineage conceded the increasing demand of the people for lifting social discrimination. This concession on the part of the gentry, in turn, resulted in consolidating their own power, and paved the way to the birth of the Sui and T'ang aristocracy.

Hsi K'ang 嵇康 and Buddhism

—Hsi K'ang in the History of Thought of the Six Dynasties—

Mitsuji Fukunaga

In the present article the author tries to interpret the thought of Hsi K'ang in the light of a new historical approach, including the history of Chinese Buddhism, and to evaluate his thought in the con-